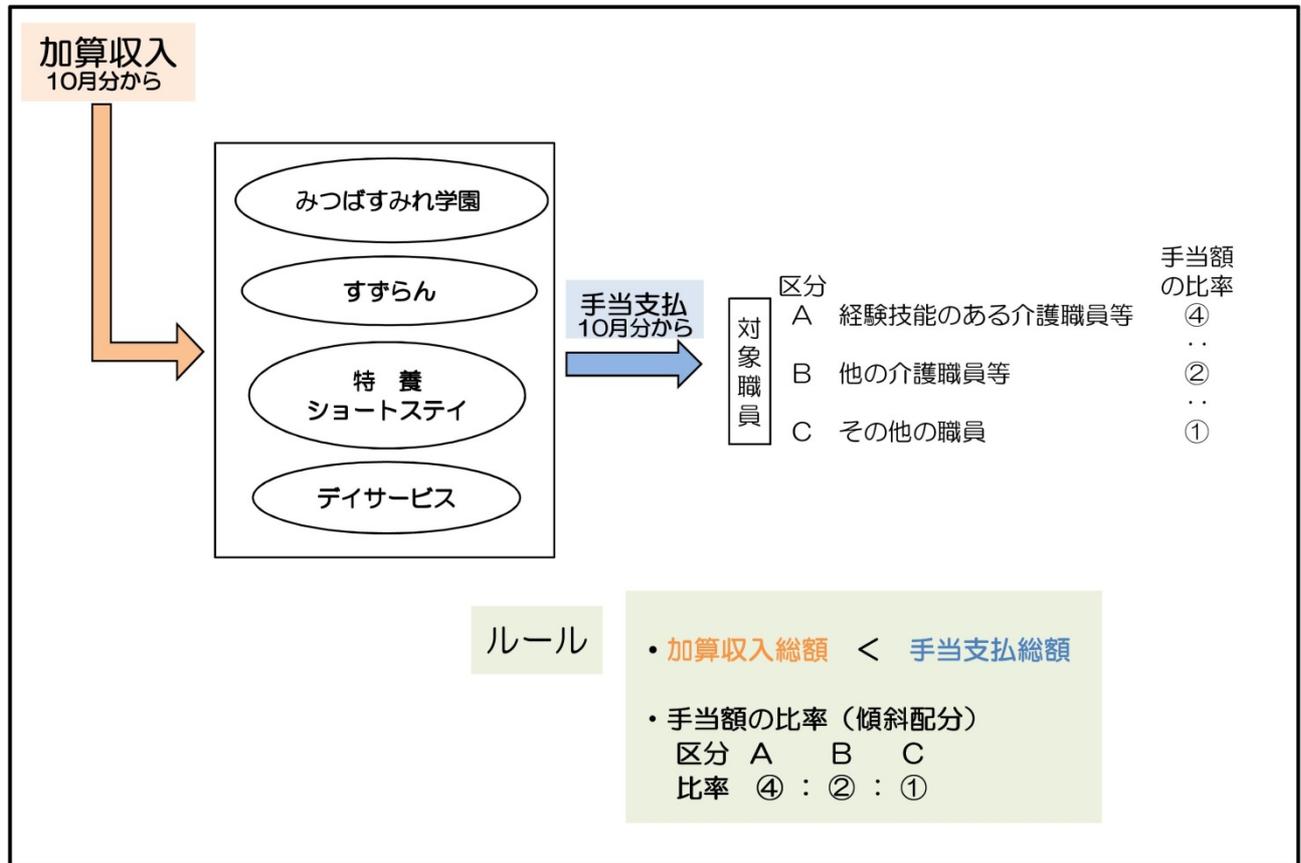


介護等特定処遇改善手当の概要

1 制度の目的としくみ

令和元年10月から新しく施行される加算によって得られた財源を基に、介護職員等の更なる処遇改善を行うもの。



2 対象施設

みつばすみれ学園
 すずらん
 朝光苑 (特養・ショートステイ・デイサービス)

3 受給する加算の総額 (利用率などにより年度毎に変動する)

みつばすみれ学園	2,386,964円 (介護報酬の2.5%)
すずらん	2,253,648円 (介護報酬の1.4%)
特養・ショートステイ	6,117,281円 (介護報酬の2.3%)
デイサービス	561,513円 (介護報酬の1.0%)

4 手当の支給区分

区分	A	経験・技能のある介護職員等 経験年数10年以上で介護福祉士等を取得しているもの。 対象：介護職員・生活支援員・児童指導員・保育士 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 ※生活相談員・※介護支援専門員（※法人独自にAに追加した職種）	経験年数 福祉会・他法人の区別なし 【正】 100/100 【フルパ】 80/100 【その他】 50/100
	B	他の介護職員等 上記Aに該当しない介護職員等 対象：Aと同じ	
	C	その他の職種 対象：介助員（但し年収440万円以上の場合対象外）	

5 手当の支給対象者数 計80.3人（常勤換算） 職員全体の 45.4%

区分	みつばすみれ学園	すずらん	特養・ショートステイ	デイサービス
正規職員A	2	5	13	3
正規職員B	3	7	14	0
正規職員C	0	0	0	0
パート職員A	1.2	0	0.7	0
パート職員B	7.0	12.3	8.3	3
パート職員C	0.8	0	0	0

6 手当の額（年度毎に理事長が別に定める）

区分	みつばすみれ学園・すずらん ※	特養・ショートステイ	デイサービス
正規職員A	16,000円	21,000円	12,000円
正規職員B	8,000円	10,500円	6,000円
正規職員C	—	—	—
パート職員A	80円/時	80円/時	40円/時
パート職員B	40円/時	40円/時	20円/時
パート職員C	20円/時（みつば）	—	—

※ みつば・すずらんは加算額を合算し、同一基準で支給

7 支給する手当の総額

みつばすみれ学園 + すずらん 4,645,939円（加算額比 +5,327円）
 特養・ショートステイ 6,165,168円（加算額比 +47,887円）
 デイサービス 634,752円（加算額比 +73,239円）

加算の精算
 年度加算収入 > 手当
 ↓
 5月末までに清算し支払

法人の持出額
 10万円以内
 又は
 負担別割合5%以内